



2018年5月9日

各位

会社名 株式会社バンダイナムコホールディングス
代表者名 代表取締役社長 田口三昭
(コード番号 7832 東証第一部)
問合せ先 取締役 経営企画本部長 浅古有寿
(TEL: 03-6634-8800)

業績条件付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役(以下、「対象取締役」といいます。)に対する業績条件付株式報酬制度の改定を行うことを決議いたしました。

具体的には、年額1億6千万円を上限にご承認いただいている現行の当社普通株式を交付するための金銭報酬債権および金銭を支給する制度(以下、「現行制度」といいます。)から、2018年4月からスタートした「バンダイナムコグループ中期計画(2018年4月～2021年3月)」(以下、「本中期計画」といいます。)に対応させる形で、45,000株に交付時株価(後記2.(2)(※3)において定義する交付時株価をいいます。以下、「交付時株価」といいます。)を乗じた額を上限として当社普通株式を交付するための金銭報酬債権および金銭を支給する制度(以下、「本制度」といいます。)へ改定(以下、「本改定」といいます。)するもので、本改定に関する議案を、2018年6月18日開催予定の当社第13回定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、上記に関する取締役会での決議は、過半数が独立社外取締役から構成される任意の諮問機関である人事報酬委員会での審議結果を踏まえたくえで行なっております。

記

1. 本改定の目的等

当社は、本中期計画直前の中期計画に対応させる形で、当初、2015年6月22日開催の当社第10回定時株主総会にて、業績達成基準を付した株式報酬型ストックオプションを、年額1億6千万円を上限として付与すること(以下、「当初制度」といいます。)につきご承認をいただいておりますが、2017年6月19日開催の当社第12回定時株主総会において、我が国の株式報酬制度について各種の制度整備がなされたこと等を背景に、当初制度に係る承認決議を一部変更し、基本的な考え方を踏襲しつつ、2017年3月期および2018年3月期については現行制度に改めることにつき、ご承認をいただいております。

この度、本中期計画に掲げる目標の達成を強く志向させること、ならびに株主還元策の基本方針の変更にともしない、より一層株主の皆さまとの価値共有をはかり、持続的に企業価値の向上を促していくことを目的として、現行制度の内容を変更し、業績条件付株式報酬として支給する金銭報酬債権および金銭の総額を上記目的を踏まえ相当と考えられる金額として、45,000株に交付時株価を乗じた額以内として設定いたしたく存じます。本制度においては、現行制度と異なり、支給する金銭報酬債権および金銭の総額の上限は、交付時株価に応じて変動することになります。

本制度は、対象取締役の役割等に応じて、予め設定した基準株式ユニット数を基礎とし、本中期計画期間における各事業年度(以下、「評価対象事業年度」といいます。)における当社連結営業利益の目標達成状況に応じて確定した支給株式ユニット数に応じた当社普通株式および金銭が対象取締役

に交付または支給される仕組みです。支給株式ユニット数は業績結果によってのみ確定し、連結営業利益が600億円以上となった場合にのみ支給され、その後連結営業利益が750億円（本中期計画の最終年度目標）に達するまで支給株式ユニット数が逡増する設計といたします。かかる設計とすることで、本中期計画初年度からの株価の変動をストレートに報酬に反映していくことが可能となります。また、支給の有無および支給株式ユニット数は、評価対象事業年度ごとに判定いたします。

なお、現行制度と同様に、本制度により交付する当社普通株式については、取締役等在任中における株主の皆さまとの価値共有を継続的に担保するため、取締役等在任中の売却を制限し、退任時まで継続的に保有するものといたします。そのため、対象取締役への当社普通株式の交付時に生じる納税資金への充当を可能にすべく、確定した支給株式ユニット数の一部については、交付時株価で換価した金銭による支給といたします。

なお、本制度の導入は、本改定に関する議案が本株主総会において株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

2. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対して、評価対象事業年度ごとに、連結営業利益の目標達成度に応じて、当社普通株式（※1）および金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を交付または支給する制度です。連結営業利益が600億円以上となった場合にのみ当社株式等が交付または支給され、本中期計画の最終年度目標である750億円に達した場合に支給率が100%となるものとします。

(※1) 本制度における当社普通株式の交付の方法

当社は、対象取締役に対して、報酬として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権を現物出資財産として払い込むことにより、当社普通株式の交付を受けることとなります。

ただし、対象取締役が日本非居住者の場合は、当社普通株式の交付に代えて、確定した株式ユニット数の全部を交付時株価で換価した金額が金銭で支給されることとなります。

(2) 対象取締役に対して交付または支給する当社株式等の数ならびに当社株式等の総額の算定方法

対象取締役について予め定められた基準株式ユニット数を算定の基礎とし、以下の算式に基づき、評価対象事業年度における当社連結営業利益の額に応じて交付または支給する当社普通株式の数と金銭の額を算定します。

①対象取締役各人に交付する当社普通株式の数

支給株式ユニット数×50%（ただし、100未満の端数が生じた場合は切り上げ）

(注1) 支給株式ユニット数＝予め定められた基準株式ユニット数（※1）×評価対象事業年度に係る当社連結営業利益に応じた割合（支給率）（※2）（ただし、100未満の端数が生じた場合は切り捨て）

(注2) 実際に対象取締役に支給されるのは、(1) ※1のとおり、当社普通株式の交付に際して現物出資財産として払い込むための、上記当社普通株式の数に交付時株価を乗じた額に相当する金銭報酬債権となります。

②対象取締役各人に支給する金銭の額

(支給株式ユニット数－上記①で算定される数) × 交付時株価

(※1) 対象取締役各人の役割・職責に基づき予め定めるものとします。

(ご参考) 2019年3月期における対象取締役の基準株式ユニット数は、本株主総会において本改定に関する議案が原案どおり承認可決されますと、下表のとおりとなります。なお、対象取締役のうち、当社グループのユニット主幹会社である株式会社バンダイ（以下、「BC社」といいます。）、株式会社バンダイナムコエンターテインメント（以下、「BNE社」といいます。）、株式会社バンダイナムコアミュージックメント（以下、「BNAM社」といいます。）、株式会社バンダイナムコアーツ（以下、「ARTS社」といいます。）および株式会社サンライズ（以下、「SR社」といいます。）の5社ならびに株式会社BANDAI SPIRITS（以下、「BSP社」といいます。）いずれかの会社の代表取締役社長を兼任する者については、当該各ユニット主幹会社またはBSP社の代表取締役社長としての基準株式ユニット数を適用し、また、ユニット主幹会社およびBSP社のうち複数の会社の代表取締役社長を兼任する者については、対応する当該各ユニット主幹会社またはBSP社の代表取締役社長としての基準株式ユニット数のうちいずれか最も高い数を適用します。これらの兼任が生ずる場合においては、あらかじめ定めるところに従い、当該兼任が生じている各ユニット主幹会社およびBSP社が当該対象取締役に対して報酬として金銭報酬債権および金銭を支給します。

(基準株式ユニット数)

	当社	BC社	BNE社	BNAM社	ARTS社	SR社	BSP社
代表取締役社長	6,600	5,300	6,000	3,300	4,600	3,300	5,300
取締役	3,300	-	-	-	-	-	-

(※2) 連結営業利益が600億円に達しない場合は支給しないこととし、連結営業利益が750億円以上の場合に100%支給されるものとします。具体的な支給率の決定方法は以下のとおりです。

連結営業利益	支給率
600億円未満	0%
600億円以上750億円未満	$[50 + \{ (\text{連結営業利益の額 (億円)} - 600\text{億円}) \div 1\text{億円} \} \div 3] \%$
750億円以上	100%

(※3) 交付時株価とは、下記(3)に定める各評価対象事業年度に係る定時株主総会の日から2ヵ月以内に本制度にかかる当社普通株式の交付のために開催される取締役会の決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

評価対象事業年度の一事業年度における金銭報酬債権（当社普通株式の払込みに係る現物出資財産）および金銭の総額は、45,000株に交付時株価を乗じた額を上限とします。このうち、対象取締役が実際に交付を受ける当社普通株式の総数の上限は評価対象事業年度の一事業年度につき22,500株（発行済株式総数の0.01%）以内とします。ただし、本株主総会の終結時以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下株式分割の記載につき同じです。）または株式併合を行う場合には、次の算式により上記の株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てることとします。

$$\text{調整後の株式数} = \text{調整前の株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

(3) 対象取締役に対する当社株式等の交付または支給の要件

本制度においては、評価対象事業年度が終了し、対象取締役が以下の要件を満たした場合に当社株式等を交付または支給するものとします。

交付または支給する当社株式等の数については、評価対象事業年度に係る定時株主総会から2ヵ

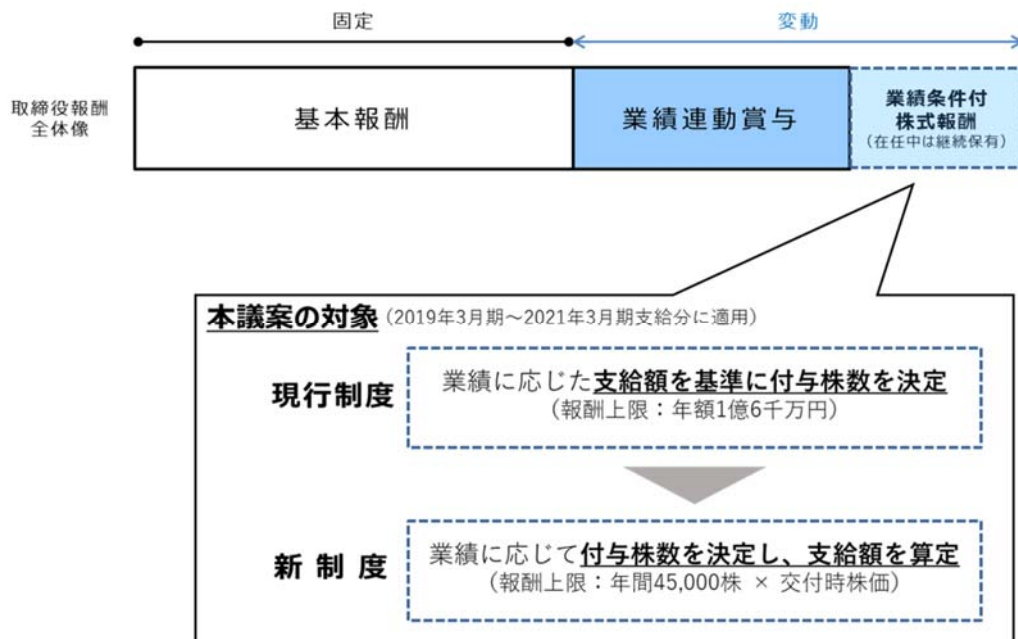
月以内に開催される本制度にかかる当社普通株式の交付のための取締役会で決定するものとします。

- ①評価対象事業年度末まで取締役として在任したこと
- ②一定の非違行為がなかったこと
- ③取締役会が定めたその他必要と認められる要件

(ご参考) 当社は、当社グループのユニット主幹会社である BC 社、BNE 社、BNAM 社、ARTS 社および SR 社の 5 社ならびに BSP 社の取締役のうち、当社取締役を兼任しない者 (以下、「対象子会社取締役」といいます。) についても、同様の業績条件付株式報酬制度の対象とします。本株主総会において本改定に関する議案を原案どおりご承認いただくことを条件として、対象子会社取締役に対し、今後は本制度と同様の内容の当社株式等を交付または支給することとします。

対象子会社取締役に対して支給する評価対象事業年度の一事業年度における金銭報酬債権 (当社普通株式の払込みに係る現物出資財産) および金銭の総額は、60,000 株に交付時株価を乗じた額を上限とします (なお、対象取締役に対して支給する分と合わせると、105,000 株に交付時株価を乗じた額が合計の上限となります)。また、対象子会社取締役が実際に交付を受ける当社普通株式の総数の上限は評価対象事業年度の一事業年度につき 30,000 株 (発行済株式総数の 0.01%) 以内とします (なお、対象取締役に対して交付する分と合わせると、合計 52,500 株 (発行済株式総数の 0.02%) 以内となります)。ただし、本株主総会の終結時以降、当社が、当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、上記 (2) と同様の算式等により調整を行います。

(ご参考) 当社の取締役報酬 (社外取締役を除く。) の全体像につきましては、下図をご参照ください。



以上